

那覇市固定資産税課税免除(税制優遇制度)のご案内

～事業用施設や設備の新設又は増設などを行った皆様、又は今後ご予約の皆様へ～

那覇市では、産業の振興及び雇用の拡大に寄与することを目的として「那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例」を定め、一定の要件を満たした場合に申請により課税免除措置の適用を行います。

令和3年3月31日までの取得分(新設・増設)が対象です。

- ・ 国際物流拠点産業集積地域における課税免除 (第1号様式)
- ・ 情報通信産業振興地域における課税免除 (第1号の2様式)
- ・ 観光地形成促進地域における課税免除 (第1号の3様式)
- ・ 産業高度化・事業革新促進地域における課税免除(第1号の4様式)

それぞれの地域・地区制度で定められた要件を満たす施設や設備を新設又は増設した場合、新たに課されることとなった年度以降5年度分について固定資産税の課税免除を受けることができます。

*別紙参照:「那覇市固定資産税課税免除の地域・地区別の概要」

提出書類

- ・ 償却資産申告書(提出期限 毎年1月31日)
- ・ 固定資産税の課税免除申請書
- ・ 課税免除申請書に添付する書類

*別紙参照:「那覇市固定資産税課税免除申請提出書類一覧およびチェックリスト」

申請期限 毎年1月4日～3月31日(土・日・祝日を除く)8:30～17:15

郵送の場合は3月31日までの消印有効

期限厳守:期限を過ぎると受付できません。

受付場所 那覇市役所 資産税課

<お問合せ先>

那覇市役所 資産税課(本庁舎3階41番窓口)

〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎1-1-1

TEL:098-862-5320/FAX:098-861-1297

E-mail:naha_z_sisanz001@city.naha.lg.jp